

## はしがき

本書初版は、平成24年3月、非上場である中小企業の株式実務ご担当の方々向けに、主な株式実務をとりまとめ発刊いたしました。

その後、約6年が経過し、その間には平成26年改正会社法等、株式実務に影響を与える法令等の改正がなされ、非上場会社にも少なからず影響を与えるものもあります。

今般、これらの改正法令等を反映し、また、非上場の中小企業においても関心の高い自己株式の取得について新たに解説を設け、改訂版を発刊することといたしました。

本改訂版は、初版を踏襲し、取締役会設置会社で監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社以外の非上場会社をターゲットとし、株主名簿管理人を設置しておらず、自社で株主名簿の管理を行っている株式会社を念頭に置いております。

本書は、脱稿時点の法令、関係諸規程、実務慣行その他入手し得る資料等に基づいております。したがって、これらの諸規程等の変更等により、本書の内容に変更があり得ることにご留意ください。実際、脱稿時点において、会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案が公表され、株主総会資料の電子提供制度の創設や株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備等が検討されておりますので、これらの動向にもご注意ください。

なお、本書は、実務に必要な諸制度のご理解を深めていただくことを目的としておりますので、会計、税務、法令解釈等の個別の事案につきましては、専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書が株式実務のご担当の方々にいささかなりともお役に立てれば幸甚に存じます。

最後に、本書の刊行にご尽力いただきました、株式会社日本法令の伊藤隆治氏ならびに三木治氏に厚く感謝申し上げます。

## ▶▶▶ 目次 ◀◀◀

**I 株主名簿の作成**

- 1. 株主名簿の意義 .....10
- 2. 株主名簿の効力 .....10
  - (1) 株式の移転の対抗要件 .....10
  - (2) 免責的効力 .....13
  - (3) 基準日 .....14
- 3. 株主名簿の作成 .....18
  - (1) 株主名簿の作成と備置 .....18
  - (2) 株主名簿の記載事項 .....18
- 4. 株主名簿の閲覧請求権、閲覧拒否事由 .....20

**II 株式の譲渡と株主名簿の記載の変更**

- 1. 株券発行会社と株券不発行会社の株式譲渡方法 .....26
  - (1) 株券発行会社における株式の譲渡方法 .....26
  - (2) 株券不発行会社における株式の譲渡方法 .....26
- 2. 株券発行会社における株券発行義務等 .....27
  - (1) 株券の意義と記載事項 .....27
  - (2) 株券の発行時期 .....28
  - (3) 予備株券の管理 .....28
- 3. 株券不所持制度の概要 .....28

4. 株券の印紙税	29
(1) 印紙税の計算	29
(2) 印紙税の納付	30
5. 譲渡制限株式の譲渡承認手続	33
(1) 譲渡制限株式の概要	33
(2) 譲渡制限株式の譲渡手続	34
6. 名義書換手続	46
(1) 株券発行会社の名義書換	46
(2) 株券不発行会社の名義書換	48
7. 諸 届	52

### Ⅲ 株主名簿の確定と権利行使

1. 株主名簿の確定	56
(1) 基準日制度	56
(2) 株主総会における議決権行使権者	59
(3) 配当金の受領権者	60
2. 株主総会関係事務および配当金関係事務	60
(1) 株主総会関係事務	61
(2) 配当金関係事務	93
3. 所在不明株主の株式売却制度	110
(1) 所在不明株主の株式売却制度とは	110
(2) 要 件	110
(3) 所在不明株主の株式売却手続	111

### Ⅳ 単元未満株主の権利および買取請求手続

1. 単元株制度の概要	116
-------------	-----

## 目次

2. 単元未満株主の権利	116
3. 単元未満株式の買取請求手続	118
(1) 単元未満株式買取請求権とは	118
(2) 買取請求の手続	118
(3) 買取請求で取得した株式の管理	120

## V 募集株式の発行、株式の分割の手続

1. 募集株式の発行	126
(1) 募集株式の発行手続	126
(2) 募集事項の決定	126
(3) 募集株式の申込み	129
(4) 募集株式の割当て	129
(5) 募集株式の引受人の出資の履行	130
(6) 株券の発行	130
(7) 募集株式発行の登記	130
(8) 日程	131
2. 株式の分割	134
(1) 株式分割とは	134
(2) 株式分割の日程	134

## VI 株券喪失登録

1. 株券喪失登録制度の概要	142
2. 株券喪失登録の手続	142
(1) 株券喪失登録の請求	142
(2) 株券喪失登録簿の作成	143
(3) 名義人および名義書換請求者に対する喪失登録の通知	144

(4) 株券喪失登録簿の閲覧・謄写請求	145
(5) 株券所持人の抹消申請	145
(6) 株券喪失登録者による抹消の申請	147
(7) 喪失登録株券の無効と株券の再発行	147
(8) 異議催告手続との関係	147
(9) 喪失登録株券に係る議決権の停止	148

## VII 自己株式の取得

1. 自己株式取得の意義	156
2. 自己株式を有償取得する手続	157
(1) 全株主から申込みを募る方法	158
(2) 特定の株主から取得する方法	159
3. 相続人等に対する売渡しの請求	162
索引	169

## 主な用語

公開会社……発行する全部または一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定め（譲渡制限規定）を設けていない株式会社（会2⑥）

譲渡制限会社……公開会社以外の株式会社、すなわち、発行する株式の全部に譲渡による取得について会社の承認を要する旨の定款の定め（譲渡制限規定）を設けている株式会社

株券発行会社……定款に株券を発行する旨を定めている株式会社

株券不発行会社……株券発行会社以外の株式会社

## 法令略称一覧

会社法……会

会社法施行規則……会規

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律……整備法

民法……民

民法施行法……民施

金融商品取引法……金商法

金融商品取引法施行令……金商令

上場株式等の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令……勧誘府令

所得税法……所

所得税法施行規則……所規

所得税法施行令……所令

法人税法……法税

法人税法施行令……法令

租税特別措置法……租特法

租税特別措置法施行規則……租特規

租税特別措置法施行令……租特令

国税通則法……国通

国税通則法施行令……国通令

地方税法……地

地方税法施行令……地令

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために

必要な財源の確保に関する特別措置法……復興法

印紙税法……印

印紙税法施行令……印令

印紙税法基本通達……印通

商業登記法……商登

商業登記規則……商登規

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律……番号法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則……番規

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令……番令

# I 株主名簿の作成

1. 株主名簿の意義
2. 株主名簿の効力
3. 株主名簿の作成
4. 株主名簿の閲覧請求権、閲覧拒否事由



## 1. 株主名簿の意義

株式会社（以下、「会社」といいます）においては、その社員（出資者）の持分は「株式」として表章されます。したがって、会社における出資の単位は株式をもって算定され、持分の取得や譲渡も株式を単位にして行われることになります。

この株式の所有者（すなわち会社の出資者）を「株主」といいます。株主は、その有する株式について会社法により認められた権利を有することになります。株式は譲渡されることを前提としていますので（会127）、株主は入れ替わっていくことになり、このため、株主を管理し、その持株数等を記録するシステムとして株主名簿の制度が設けられ、会社は株主名簿の作成が義務付けられています（会121）。

株主名簿には、後述するように、株主であることの会社への対抗要件や、会社の免責効力といった効力があり、「株主名簿は、変動する株主と会社との関係を規律する目的で、法律上一定の効力が付与された制度」といえます（江頭憲治郎「株式会社法」（第7版）2017年有斐閣204頁）。

## 2. 株主名簿の効力

### (1) 株式の移転の対抗要件

#### ① 株式の移転の対抗要件

株式の移転とは、株式の譲渡（売買、贈与、営業譲渡に伴う株式の移転など）や、相続、合併などの包括承継（一般承継ともいいます）

も含まれます。株式を移転した場合に、取得者が会社に対して株主であることを主張するためには、株主名簿に自己を株主と記載し、または記録しなければなりません（以下、「記載」には「記録」を含めるものとします）。これを会社への対抗要件といいます（会130）。このため、株式を取得した者は会社に対して、株主名簿記載事項の変更を請求することができます（会133Ⅰ）。この請求行為を「名義書換請求」といい、株主名簿に記載されている株主は、一般に「名義人」ともいいます。会社は原則として名義書換請求を拒むことはできません。会社が不当に名義書換を拒絶した場合は、株主名簿に記載されていなくても、会社に株主であることを対抗できるとされており（最判昭和41.7.28）、また損害賠償も請求できるとされています（江頭・前掲書208頁注6）。また、名義書換の不当拒絶には、罰則が定められています（会976⑦。100万円以下の過料）。

株券不発行会社に対する名義書換請求は、株式の取得者と株主名簿上の株主（またはその相続人等の一般承継人）と共同でしなければなりません（会133Ⅱ）。一方、株券発行会社（会117Ⅵ）に対する名義書換請求は、株券を提示することにより、取得者単独で行うことができます（会133Ⅱ、会規22Ⅱ①）。

### ② 第三者対抗要件

株券発行会社においては、株券の所持が会社以外の第三者への対抗要件となります。これは、株券が有価証券であることから、株券の占有者は、当該株券に係る株式についての権利を適法に有するものと推定されるからです（会131Ⅰ）。これを「株券の権利推定機能」といいます。

また、株券発行会社の株式譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、譲渡の効力が生じません（会128Ⅰ）。さらに、株券の交付を受けた者は当該株券に係る株式についての権利を取得します（ただし、その者に悪意または重大な過失があるときは、この限りではありません。会131Ⅱ）。これを有価証券の「善意取得」といいます。動産

## I 株主名簿の作成

についての即時取得（民192）よりも取得要件が緩和され、譲受人の保護が厚くなっています。すなわち、軽過失であっても善意取得は認められ、盗品・遺失物に関しても対象となります。

なお、法律上の要請ではありませんが、株券発行会社の株主が所有株数を第三者に証明する必要が多々あるため、会社は「所有株数証明書」（16頁書式I-①参照）を交付して対応する実務が行われています。

一方、株券不発行会社では、株主名簿の記載が第三者対抗要件となります（会130I）。すなわち、株主名簿に記載されている株主のみから株式を取得することができ、株主名簿に株主として記載されていれば株式を譲渡することができます。このため、株主名簿の名義人は、株主名簿記載事項を記載した書面の交付または株主名簿記載事項を記録した電磁的記録の提供（以下、「株主名簿記載事項証明書」といいます。17頁書式I-②参照）を請求する権利が認められています（会122I）。なお、「株主名簿記載事項証明書」には会社の代表取締役の署名または記名押印が必要となります（会122II）。また、有価証券である株券が介在しませんので、善意取得の適用の余地はありません。

### ③ 質権の対抗力

株式の質入れは、その質権者の氏名または名称および住所を株主名簿に記載しなければ、会社その他の第三者に対抗することができません（会147I・148）。

これに対して、株券発行会社の株式の質権者は、継続して当該株式に係る株券を占有しなければ、その質権をもって株券発行会社その他の第三者に対抗することができません（会147II）。

## (2) 免責的効力

### ① 株主の資格に関する免責

株券発行会社においては、株券の占有者が株券を提示して会社に対して名義書換請求をした場合、前記のように株券の所持人は適法な権利者と推定されますので（会131 I）、そのまま株主名簿に記載しても責任は問われません。ただし、会社において、無権利者からの名義書換であることにつき悪意・重過失がある場合は免責されません。「悪意」がある場合とは、無権利者であるという事情を知り、そのことを立証できるにもかかわらず、あえて名義書換をするという場合です。疑えるが証拠がないような場合は、悪意・重過失には該当しないとされています（江頭・前掲書208頁注5）。

会社は、株主名簿上の名義人を株主として取り扱えば免責されます。仮に、名義人が無権利者であっても、名義人に対して支払った配当金は有効な弁済であり、名義人からの議決権行使により決議された株主総会の議案は有効に成立します。

株券不発行会社においては、名義書換の段階で権利推定機能がありませんので（前記のとおり善意取得がありません）、株主名簿自体に真の株主についての免責的効力はありません（江頭・前掲書211頁）。

### ② 通知・催告についての免責

会社が株主に対してする通知または催告は、株主名簿に記載された当該株主の住所宛に発すれば足り（会126 I）。株主が、住所以外に通知または催告を受ける場所または連絡先（これを「受信場所」といいます）を会社に通知していた場合は、当該場所または連絡先宛に発した場合も同様です（受信場所を指定していた場合は、住所ではなく受信場所宛に送付すべきです）。住所や受信場所宛に発した場合に、仮に到達していなくても、通常到達すべきであったときに到達したも

## I 株主名簿の作成

のとみなされます。これは、株主が通知・催告を受け取っていないことを証明しても、会社は免責される趣旨です。

なお、株主名簿に記載された住所または受信場所宛に発信された通知・催告が、5年間継続して到達しない場合は、以後、通知・催告を要しない制度が設けられています（会196 I）。この通知・催告を要しない株主を「所在不明株主」といいます。所在不明株主については、剰余金の配当も5年間継続して受領していない場合（「受領していない場合」には、無配の場合も含まれます）は、当該株主の株式を売却する制度が設けられています（会197）。当該制度につきましては、後記Ⅲ 3. 所在不明株主の株式売却制度をご参照ください。

### ③ 失念株主

株券を所持していても未だ名義書換をしておらず、株主名簿に記載されていない株主を「失念株主」といいます。なお、株券不発行会社には、通常、失念株主は想定されません。

株主名簿には免責の効力がありますが、会社の危険負担において失念株主に権利行使を認めることは違法ではありません。ただし、名義株主（株主名簿に記載されている株主）から権利行使があると会社は拒めず、配当金などの二重払いを余儀なくされることもあります。

### (3) 基準日

会社は、一定の日を定め、この日において株主名簿に記載された株主を、その権利を行使することができる者と定めることができます（会124 I）。これを「基準日制度」といい、この一定の日を「基準日」といいます。

株主が常に異動することが前提の会社（公開会社）においては、権利行使可能な株主を確定させるためには基準日が不可欠です。一方、譲渡制限会社においては、原則として株主の異動は会社が常に把握していますので（取締役会で譲渡を承認しなければ株主名簿の記載の変

## ◆著者紹介◆

### 東京証券代行株式会社

昭和37年11月 日立製作所の株式部門から分離独立し、専門証券代行機関として設立

昭和39年5月 証券取引所から株式事務代行機関として認定を受ける

平成17年3月 中央三井信託銀行（現三井住友信託銀行）の子会社となる

平成20年5月 金融商品取引業者として登録

### 改訂版

## これ1冊でOK！ 中小企業の株式実務

平成24年3月20日 初版発行  
平成30年6月20日 改訂初版

### 検印省略



# 日本法令®

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<http://www.horei.co.jp/>

著者 東京証券代行株式会社  
発行者 青木健次  
編集者 岩倉春光  
印刷所 藤原印刷  
製本所 国宝社


(営業) TEL 03-6858-6967 Eメール syuppan@horei.co.jp  
(通販) TEL 03-6858-6966 Eメール book.order@horei.co.jp  
(編集) FAX 03-6858-6957 Eメール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <http://www.horei.co.jp/shop>

(お詫びと訂正) <http://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。

・ (出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-3513-6969、FAX 03-3513-6979、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© Tokyo-shoukendaikou 2018. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72609-9